

札幌市行政事務センター運営業務  
公募型企画競争 提案説明書

令和5年10月  
札幌市総務局改革推進室

本公募は、令和6年度予算の成立を前提として、実施するものです。

## 1 業務名

札幌市行政事務センター運営業務

## 2 目的

人口減少や少子高齢化の進展等に伴い、今後ますます職員確保が困難な時代になっていくことが予見される一方で、多様化・高度化する市民ニーズや、災害等の新たな行政需要への対応が必要となってきた。

こうした中で、書類の形式的審査や入力作業等、委託可能かつ軽易な業務を一括して集中的に処理する「行政事務センター」を運営することで、より必要性の高い業務に職員の人的リソースを振り向け、市民サービスの維持・向上を図ることを目的としている。

## 3 契約概要

### (1) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補業者との随意契約

### (2) 告示日

令和5年10月17日

### (3) 履行期間

契約日から令和11年（2029年）3月31日まで

## 4 業務の概要（詳細については、別紙「委託仕様書」のとおり。）

### (1) 行政事務センター運営にかかる業務計画及び作業マニュアルの作成

#### 【当初14業務】

No	業務名
1	就学援助業務
2	医療費助成年次更新業務
3	奨学金業務
4	敬老優待乗車証の新規申請受付業務
5	高齢者インフルエンザ予防接種 予診票チェック業務
6	高額介護サービス費支給決定通知書封入封緘発送業務
7	口座振替依頼書処理業務（市税）
8	相続関係調査に係る戸籍謄本等請求補助業務
9	事業系廃棄物減量計画書等処理業務
10	畜犬情報登録等のデータ入力業務
11	口座振替依頼書処理業務（国保後期介護）
12	国民健康保険及び後期高齢者医療保険 被保険者証更新業務
13	特別児童扶養手当業務
14	生活保護決定通知書等発送業務

- (2) 研修の実施
- (3) 各業務における書類の受付やチェック作業等
- (4) 追加業務の調査・提案

No	業務名
15	調査・提案業務

調査・提案の結果を受け、本市が追加業務として決定したものは、本業務（札幌市行政事務センター運営業務）の受託者と追加契約を行う。

## 5 企画提案を求める項目

### (1) 履行場所

札幌市役所本庁舎からのアクセス、業務の履行及び書類の保管スペースについて示すこと。

なお、業務の履行及び書類の保管スペースについては、追加業務の発生による業務拡大に対応するための方策も示すこと。

### (2) 業務の実施体制

業務の実施体制、業務に従事する人数、業務に従事する者の属性（過去に従事した業務経験等）及びおおよその労働時間を示すこと。

なお、業務の実施体制等については、追加業務の発生による業務拡大に対応するための方策も示すこと。

業務の一括・集中的処理によるスケールメリットの活かし方を示すこと。

業務実施にあたってのセキュリティ対策を示すこと。

### (3) 創意工夫

業務の効率化と生産性の向上、正確性の向上を図るために、現段階で考えられる方策（業務計画内容、新たに追加すべき業務の想定や提案の手法、ICT の活用等）を可能な限り具体的に示すこと。

### (4) 過去の実績

本業務に関係する過去の業務実績を挙げ、そこから得られたノウハウ等の本業務への活かし方を示すこと。

### (5) 独自提案

仕様書に記載の範囲を超えて、本業務の目的に資する独自の提案などがあれば、それを示すこと。

## 6 予算規模（契約限度額）

627,550 千円（5 年分、消費税及び地方消費税相当額を含む。）

当該予算規模は、上記「4 業務の概要」で示した業務に係る費用。

うち「相続関係調査に係る戸籍謄本等請求補助業務」については、仕様書記載の想定件数に 1 件あたりの単価を乗じた総価で計算した額（同業務は単価契約とし、業務を行った件数に契約単価を乗じた額を請求する。）。

上記 4（4）の業務により新たに業務を追加する場合は、別途追加契約を行うこ

とから、当該金額には含まれていない。

## 7 参加資格要件

企画提案書の提出期限において、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申し立て、又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証及びプライバシーマーク付与を受けていること。
- (7) 個人情報の取り扱いに関して、企画競争提案説明書別記「特定個人情報取扱安全管理基準」に適合していること。

## 8 参加手続きに関する事項

### (1) 日程

- ・企画提案の公募開始・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年10月17日（火）
  - ・質問書の提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年10月30日（月）※
  - ・企画提案書等提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年11月16日（木）※
  - ・参加資格の確認・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年11月20日（月）
  - ・ヒアリング審査・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年11月30日（木）
- ※提出期限については、それぞれ期限日の17時必着とする。

### (2) 提出書類

下記の提出書類ア及びイについては1部、ウからオまでについては、同じ綴りで各10部及びPDFファイル形式の電子媒体（CD又はDVD）1部を、企画提案書等提出期限（令和5年11月16日（木））までに担当部局へ持参又は郵送により提出すること。なお、提出された書類等は返却しない。

書類提出にあたっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。提出書類はすべて片面のみの記載とする。

- ア 参加意向申出書（様式1）
- イ 特定個人情報取扱安全管理基準適合申出書（様式2）
- ウ 企画提案書（自由様式）
- エ 積算書（自由様式、積算根拠がわかるように記載）
- オ 類似業務等実績（自由様式、従事者ごとの実績がわかるように記載）

### (3) 質問の受付及び回答

質問は提出期限（令和5年10月30日（月）17時）までに質問書（様式3）を電子メールにより提出すること。

質問に対する回答は、随時、電子メールにより質問書の提出者に回答するほか、必要に応じてホームページ上に掲載する（質問者名は公表しない）。

## 9 選定方法

「札幌市行政事務センター運營業務に係る企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）」の審査において、別紙「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者（入選者）を選定する。

### (1) 参加資格の確認

- ・参加資格については「7 参加資格要件」に基づき確認を行う。
- ・参加資格の確認結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

### (2) ヒアリング審査

- ・参加資格を確認した企画提案者に対し、ヒアリングを実施する。
- ・ヒアリングは原則としてリモートでの実施とする。
- ・リモート環境については本市が用意する（Zoom Video Communications が提供する、「Zoom」の利用を想定）。
- ・出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- ・ヒアリングは1企画提案者当たり25分（準備2分、説明15分、質疑8分）を想定し、順次個別に行う（ヒアリング審査の対象者数等により、1企画提案者当たりのヒアリング時間は変更する可能性がある）。
- ・ヒアリング審査においては、「評価項目及び評価基準表」のすべての審査項目に基づき評価を行い、最高得点を獲得した企画提案者を契約候補者とする。
- ・最高得点を獲得した企画提案者が同点の場合、実施委員会の協議により契約候補者を選定する。
- ・企画提案者が1者の場合、ヒアリング審査において実施委員会が定める最低評価基準点（満点の6割）を超えていれば契約候補者として選定する。

### (3) 契約

本業務の委託の手続きについては、札幌市契約規則による。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

### (4) 選定結果の通知方法

選定の結果は、企画提案者全員に対して文書により通知する。

## 10 参加資格の喪失

本企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

## 11 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない者

## 12 参加資格等についての申立て

本企画競争において、参加資格を満たさないもしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

## 13 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

## 14 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権をはじめとした、いかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

## 15 その他留意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については企画提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (3) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (4) 札幌市が提出した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。

**16 問合せ先（担当部局）**

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎  
札幌市総務局改革推進室推進課 小柳、平山  
TEL：(011) 211-2061 FAX：(011) 218-5194  
メールアドレス：[kaikaku@city.sapporo.jp](mailto:kaikaku@city.sapporo.jp)